

砺波市地域防災計画の改定（案）の概要

1 今回改定の趣旨

令和3年大雪及び近年の災害対応(令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風)の教訓や、最近の施策(新型コロナウイルス感染症対策)の進展を踏まえた国の防災基本計画や県の富山県地域防災計画の改定等に伴い、以下のとおり地域防災計画を改定するもの

2 令和元年房総半島台風による検証結果を踏まえた内容

- 災害における応援職員等の迅速・的確な受け入れ体制の確保
 - ・砺波市災害時受援計画の明記
 - ・国や他の地方公共団体等からの応援職員等の迅速・的確な受け入れ体制の整備
- 長期停電・通信障害への対応強化
 - ・重要施設における非常用電源確保の推進
 - ・停電発生時において、電力会社等事業者による被害復旧情報等の提供体制の整備

3 令和元年東日本台風による検証結果を踏まえた内容

- 避難情報の変更【改正災害対策基本法施行後運用】
 - ・避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を[避難指示]に一本化
 - ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を[高齢者等避難]に変更

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報(発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

○柔軟な勤務形態の構築

- ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出制限

4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた内容

- 避難所での新型コロナウイルス感染症等の追加(3密対策や感染者患者対応等)
 - ・可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知
 - ・感染対策として有効であるマスクや消毒薬等の備蓄を推奨
 - ・指定避難所又はその近傍で、マスクや消毒薬を備蓄
- ホテルや旅館等を避難所として活用すること



5 短時間の大雪に見舞われたことを踏まえた内容

- 災害対策本部の早期設置体制へ変更(設置基準の引き下げ)
 - ・早期に災害対応体制に切り替え、全庁で災害に対応
 - ・災害対策に関する情報を災害対策本部に一元的に集約し、迅速な意思決定

	新	旧
第1非常配備	一部職員	一部職員
第2非常配備	災害対策本部	警戒本部【廃止】
第3非常配備	災害対策本部	災害対策本部



○雪害時の非常配備基準等の追加

- ・一般災害編 雪害対策に、雪害用の市職員配備基準表の追加
- ・市職員配備基準(第2非常配備)に、「顕著な大雪に関する情報」及び「警報発表基準(6時間25cm)を大きく超える降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるたとき」を追加

○非常配備基準一覧表の作成

主な記載内容
一般災害(基準雨量)
一般災害(小牧流量)
雪害(予想降雪量)
地震(震度)
原子力
職員配備体制



6 組織改編を踏まえた内容

○災害対策本部 班編制及び分掌事務の変更

	新	旧
企画政策班 (企画政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の広報宣伝に関すること 2 災害写真記録の収集、とりまとめに関すること 3 国、県その他関係機関に対する要望事項のとりまとめに関すること 4 外国人の被害者支援に関すること 5 公共交通に関すること【生活環境班から変更】 	企画情報班 (企画調整課)
広報情報班 (広報情報課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集・伝達に関すること 2 市民への注意の呼びかけ、公聴に関すること 3 報道機関との連絡及び相互協定に関すること 4 本部長・副本部長の秘書に関すること 5 災害通信網の応急復旧に関すること【総務班から変更】 	
庄川支所班 (市民福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 支所庁舎の災害対策に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに関すること <p>【削除】 管内の災害応急対策、災害情報の収集及び被害状況の報告等</p>	庄川支所班 (地域振興課)
市民生活班 (市民生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の処理に関すること 2 仮設トイレの確保等に関すること 3 し尿の収集等に関すること 4 防犯に関すること 5 遺体の収容等に関すること 6 埋葬・火葬に関すること 	生活環境班 (生活環境課)

7 国の原子力災害対策指針の改正を踏まえた内容

- 避難退域時における検査及び除染等の具体化に伴う用語の修正
 - ・従来の「体表面除染スクリーニング」等は「避難退域時検査」及び「簡易除染」へと名称を変更
- 緊急時活動レベル(EAL)の見直し
 - ・「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会策定)の改訂を踏まえて、北陸電力(株)が改訂した「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を市地域防災計画(原子力災害編)に反映



8 その他

- 避難所運営委員会の設置促進の明記
- 避難所運営における性的少数者への配慮、ホームレスの受入れ

